

出席議員(18名)

1番	石森靖明	君	2番	伊東潤	君
3番	吉田清	君	4番	小田部峰之	君
5番	森裕樹	君	6番	加藤滋	君
7番	安藤義憲	君	8番	佐久間光洋	君
9番	平間幸弘	君	10番	桜場政行	君
11番	吉田和夫	君	12番	秋本好則	君
13番	大坂三男	君	14番	佐々木裕子	君
15番	広沢真	君	16番	白内恵美子	君
17番	平間奈緒美	君	18番	高橋たい子	君

---

欠席議員(なし)

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸英義	君
会計管理者兼 会計課長	一条敏貴	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤栄一	君
まちづくり政策課長	沖館淳一	君
財政課長	藤原輝美幸	君
税務課長	遠藤稔	君
町民環境課長	犬飼美江子	君
健康推進課長	佐藤正人	君
福祉課長	三浦英明	君
子ども家庭課長	真嶋朱美	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	熊谷英樹 君
商工観光課長	天野敬 君
都市建設課長	佐藤康弘 君
上下水道課長	平間一行 君
危機管理監	太田健博 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫邦則 君
教育総務課長	小林威仁 君
生涯学習課長	佐藤潤 君
スポーツ振興課長	杉本龍司 君

その他の部局

代表監査委員	関場孝夫 君
--------	--------

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大 山 薫
次 長	高 木 信 孝
主 幹	今 野 裕 介
主 事	佐 藤 麻 美

---

議 事 日 程 (第7号)

令和6年9月20日(金曜日) 午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認定第 1号 令和5年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 2号 令和5年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 3号 令和5年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 4号 令和5年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 5号 令和5年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 7 認定第 6号 令和5年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

- 第 8 議案第 27 号 令和 6 年度船岡城址公園・町道船岡西 7 号線ほか整備工事請負契約について
- 第 9 議案第 28 号 令和 6 年度（仮称）船岡児童館施設整備工事請負契約について
- 第 10 陳情第 2 号 母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情
- 陳情第 3 号 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望（陳情）
- 陳情第 4 号 すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明（陳情）
- 陳情第 5 号 令和 7 年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い（陳情）
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） 皆さんご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において15番広沢 真君、16番白内恵美子さんを指名いたします。

---

日程第2 認定第1号 令和5年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第2号 令和5年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第3号 令和5年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第4号 令和5年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第5号 令和5年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

日程第7 認定第6号 令和5年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（高橋たい子君） 日程第2、認定第1号令和5年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、認定第2号令和5年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第3号令和5年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第4号令和5年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第5号令和5年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及

び決算の認定について、日程第7、認定第6号令和5年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、以上6件を一括議題といたします。

認定第1号から認定第6号までは決算審査特別委員会に審査を付託しておりましたので、桜場政行委員長から審査結果の報告を求めます。委員長桜場政行君の登壇を許します。

〔決算審査特別委員会委員長 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（桜場政行君） 決算審査特別委員会の報告をいたします。

去る9月9日の本会議において、決算審査特別委員会に審査を付託されました認定第1号令和5年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和5年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号令和5年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和5年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和5年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、認定第6号令和5年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についての6件については、9月9日、委員会を開き、9月18日まで、関係担当者の説明の聴取及び委員間での討議により慎重に審査を行いました。

審査の結果、認定第1号から認定第4号までの令和5年度柴田町各種会計決算4件は、いずれもこれを認定すべきものと決定をしました。認定第5号及び認定第6号の令和5年度柴田町各種事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算については、可決及び認定すべきものと決定をいたしました。

なお、審査を踏まえ、今後の事務事業執行等に当たっては特に次の留意するよう提言事項等を取りまとめたので、併せて報告をいたします。

令和5年度各種会計決算の審査を踏まえての提言事項

#### 1. LOGOチャットの運用について

平時のみならず災害時における職員同士の情報交換が可能なツールの導入を目的として、全職員への導入を令和5年度6月会議で総務常任委員会から所管事務報告として報告をした。しかし、LOGOチャットについては、全職員を対象とすると、さらに経費がかかり、機密性が高い情報交換がなされていないことの現状がうかがえた。

費用対効果の面からも、LOGOチャット以外のツールの利用を検討されたい。

#### 2. 阿武隈急行線の負担割合について

阿武隈急行の存続を考えるに当たって、これまでの車両更新や今後の橋梁補修等により構成自治体の財政負担増は避けられない。

しかし、赤字補填分については、令和5年10月23日開催の議員全員協議会で情報共有のあった町が主張する人員割や営業キロ割による負担割合へ見直しすることについて話し合いを進め、合意に至るよう、なお一層努力されたい。

令和7年度各種会計予算の編成に向けて熟慮すべき事項

決算審査特別委員会においては、令和6年9月9日から18日までの間、令和5年度各種会計決算に関する事項について、関係所管課への質疑や委員間討議等による審査の結果、主な事業等に関して次のとおりその評価を取りまとめました。

総括

経常収支比率が93.8%と、財政の硬直化が進んでいる中でも、堅実に執行されていると感じる。町債の返還額については、令和13年度以降公債費が10億円台になることが見込まれてはいるものの、現在計画されている事業に対する償還も加わることを考えれば、財政の硬直化は今後も継続することが懸念される。

ふるさと柴田応援基金を充当してきた事業については、ふるさと納税の寄附額の現状に鑑みると、これまで財源としてきた必要事業の継続に不安を禁じ得ない。

今後、事業の優先順位の検討や取捨選択がより一層必要になっていることを再認識した。

町は、以下の内容を熟慮した上で、令和7年度各種会計予算の編成に当たること。

#### 1. 新たな視点が必要な施策・事業

土木施設災害復旧事業（都市建設課）

崩れやすい場所であったので日頃から十分注意して工事を進めてほしいため。

#### 2. さらに推進すべき施策・事業

1つ目として、特別支援教育への支援事業（教育総務課）です。

特別支援教育支援員の配置は、公平な学習環境を提供する観点から必要な配置であり、継続的、安定的に財源を確保し、令和7年度以降も配置の継続に努められたい。

2つ目、白石川堤「一目千本桜」ブランド化事業です。（商工観光課）です。

デジタルスタンプラリーや観光スポットを巡るフォトロゲイニング大会など単発事業だったが、大河原町と2町連携した結果、多くの方が参加したため。

3つ目です。

自然休養村事業（農政課）

柴田町太陽の村の大型遊具設置実施設計が終わった今、ふるさと柴田応援基金（子どものための“冒険遊び場”整備等に関する事業）の令和5年度末残高が約9,400万円と事業実施のため

どが立っている。このことからランニングコストの見込みや大型遊具の事業概要などを明らかにした上で事業を推進すること。

### 3. 再考を必要とする施策・事業

#### 観光整備事業（商工観光課）

特産品を使ったレシピを町内の店に提供したが、実際には商品化されていない。宣伝効果やこれまでのアンケート調査結果が活用されたか不明確であるため。

なお、少数意見の留保はございません。

以上、報告をいたします。

決算審査特別委員会委員長桜場政行。

○議長（高橋たい子君） これより委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営基準により省略いたします。

これより討論に入ります。討論に当たっては議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

採決は会計ごとに行います。

**認定第1号令和5年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について採決を行います。**

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は認定されました。

**認定第2号令和5年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決を行います。**

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は認定されました。

**認定第3号令和5年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決を行います。**

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は認定されました。

認定第4号令和5年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は認定されました。

認定第5号令和5年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について採決を行います。

この未処分利益剰余金の処分及び決算に対する委員長の報告は可決及び認定とするものです。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は可決及び認定されました。

認定第6号令和5年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について採決を行います。

この未処分利益剰余金の処分及び決算に対する委員長の報告は可決及び認定とするものです。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は可決及び認定されました。

---

## 日程第8 議案第27号 令和6年度船岡城址公園・町道船岡西7号線ほか整備工事 請負契約について

○議長（高橋たい子君） 日程第8、議案第27号令和6年度船岡城址公園・町道船岡西7号線ほか整備工事請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第27号令和6年度船岡城址公園・町道船岡西7号線ほか整備工事請負契約についての提案理由を申し上げます。



本工事は都市再生整備計画に位置づけられた柴田町都市拠点、船岡地区船岡城址公園・町道船岡西7号線の整備をするものです。

既決予算に基づき制限付一般競争入札を執行した結果、株式会社松浦組と1億4,454万円で工事請負仮契約を締結いたしましたので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第2条の規定により議会の議決を求めます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） 議案第27号令和6年度船岡城址公園・町道船岡西7号線ほか整備工事請負契約について、入札と契約に関する説明をいたします。

追加議案書3ページをお開きください。

この工事の入札につきましては、設計額が5,000万円を超えることから、工事の品質確保のために入札参加資格に一定の条件を付す制限付一般競争入札としました。

入札の条件としましては、宮城県内の名取市以南の4市9町に本店等を有する事業者で、経営事項審査での土木一式の総合評定値が750点以上であることを条件として執行しました。

入札の結果を説明いたします。

議案第27号関係資料の1ページをご覧ください。

入札参加業者を記載してございます。

町に入札参加の申請書を提出したのは、丸敏建設株式会社、株式会社四保工務店、株式会社松浦組、株式会社竹有土木の4つの業者でした。

入札参加資格を審査した結果、4業者全てを承認したものです。

2ページをお開きください。

入札執行日は、令和6年9月10日です。

予定価格は、消費税抜で1億3,839万6,000円。

最低制限価格は、消費税抜で1億1,763万6,000円です。

入札の結果については、株式会社松浦組が1億3,140万円で落札しました。

契約については、9月11日に追加議案書3ページに記載のとおり、仮契約を締結しております。

工期は、本日議決をいただけますと、9月24日から令和7年3月25日までとなります。

入札と契約についての説明は以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 続きまして、工事概要の説明をいたします。

関係資料3ページには、船岡城址公園の整備工事に関する概要、4ページには、町道船岡西7号線ほか整備工事に関する概要となります。

まず、初めに、船岡城址公園整備工事についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

左上に位置図、右上に平面図、左下に標準断面図といたしましてナンバー3及びナンバー5付近の断面図、それから中央部分の水路を暗渠化するコルゲートの断面図、それからU型側溝の断面図を記載し、右下表に工事概要の数量を記載しております。

今回の施工範囲は、位置図の赤で着色した区域である1.3ヘクタールとなり、現在、駐車場として利用している砂利敷きの駐車場としばたの郷土館前から観光物産交流館を結ぶ公園内の道路の一部区間が対象となります。

続きまして、図面右上平面図をご覧ください。

今回の主な工事の内容としましては、水色で着色した船岡城址公園内の道路の部分拡幅と薄い赤で着色いたしました部分の敷地の掘削及び盛土による造成工、敷地中心部を横断する水路の暗渠化、照明設備に必要となる電線等の埋設、水飲み場を1基設置する施設整備工事と駐車場予定地内の砕石舗装が主な工事となっております。

平面図の赤の実線で示しておりますのが、雨水排水設備となりまして、1つに、敷地の中央を横断しております土水路部分について、口径1,000ミリのコルゲートパイプを116.9メートル埋設いたしまして暗渠化を行います。

2つに、しばたの郷土館前から道路の拡幅に伴うU型側溝を68.5メートルの設置を行うものです。

次に、駐車場区画を表記している部分を薄い赤で示しておりますが、こちらが園路広場整備工となります。

駐車場として利用するため路面排水と平坦性を確保するため、砕石舗装7,744平米を行います。

次に、赤の破線で示している部分が電気設備となります。

公園内の照明を設置するための電線の埋設を387.5メートル実施いたします。

なお、赤丸で示した部分が照明柱の設置位置となります。

次に、水色で示した部分が園路広場工となります。

道路通行車両が円滑に交差できるため部分的に道路拡幅を行うためのアスファルト舗装448平米を実施いたします。

次に、青の丸で示した部分がサービス施設整備工となりまして、水飲み場1基を設置いたします。

以上が、船岡城址公園整備に係る工事概要となります。

続きまして、町道船岡西7号線ほか整備に係る工事に関して説明いたします。

4ページをご覧ください。

公園の工事概要と同様に、位置図、平面図、標準断面図、工事概要を記載しております。

位置図は、北側を上部方向として示しておりますが、平面図につきましては、左手を北側として示しております。

それでは、平面図をご覧ください。

路線名ですが、役場から延びる町道船岡西1号線との交差部分から船岡城址公園の入り口までが船岡西7号線となります。船岡城址公園入り口から南に向かう路線については、船岡西11号線となります。そしてしばたの郷土館と新図書館整備用地の間の道路、こちらが船岡西8号線となります。

今回の工事は、船岡西7号線、8号線、11号線の3路線の排水構造物、歩道のカラー舗装、歩道と車道を分離する縁石工、花壇などの道路施設工のほか、道路照明施設を設置するための電線を埋設する電気設備工を実施する工事となります。

薄い赤で着色した部分が、排水構造物の施工箇所となります。平面図左側の起点部になりますが、交差点部を広く車両が交差通行できるよう水路工としまして、内空幅2.2メートル、高さ80センチのボックスカルバートに入替えを行います。

船岡西7号線、11号線については、官民境界の道路側に、路面排水と民地側の排水を受けるための自由勾配側溝及びU型側溝を設置いたします。

船岡西8号線につきましては、新図書館建設地側にのみ自由勾配を今回は設置をいたします。標準断面図の赤枠で囲み、赤で着色した部分が今回の工事の対象となります。

次に、平面図の青の実線が縁石工、赤の半円で花壇等の道路施設工の記載部分が道路施設工の施工箇所となります。

道路施設工は、船岡西7号線の西側ですね、船岡城址公園側にのみ設置をいたしまして、車道と歩道を分離いたします。平面図の茶色で着色した歩道表面はカラー舗装による表層工を実施いたします。

続いて、平面図に赤の破線で示したものが照明灯を設置するための電線の埋設ルートで、赤丸が照明灯の設置計画位置となります。今回の工事では基礎部分まで施工を実施いたします。

なお、工期につきましては令和7年3月25日までということになります。

工事の概要の説明は以上となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋たい子君） **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君） 秋本です。

館山の公園の平面図についてお聞きしたいと思います。

駐車場用地が砕石舗装でされているということなんですが、このところに駐車場でないこのような築山を造る理由について教えてもらいたいと思います。

それと、船岡西8号線の工事についてお聞きしたいと思います。

これは都市計画街路として決まっている道路で自由勾配の側溝をつけるということなんですが、そうすると、郷土館側のほうの側溝というのは、これはどのような形になっていくのか、これからの工法についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 2点ご質問いただきました。

まず、1点、公園側のまず築山を造る理由ということですが、こちらの公園の計画に当たっては、令和4年度から進めております ワークショップの中で、こういった使い方をしたらよいかというのを、ワークショップの中で議論をしてきました。その中で、こちらの城址公園については、自然の環境の中で遊べるような空間というのが、まず、住民からの要望として上がってきております。そうしたところで物を造る、物を設置するのではなくて、自然の築山等を使って、そういったのを上り下りする、駆け回れるような公園の広場が欲しいということで、こういった築山を計画したものでございます。

もう1点目、8号線についてですが、こちらは都市計画道路として12メートルの計画道路となっております。今回、新図書館建設用地側に道路を拡幅いたしまして、計画の範囲としましては郷土館側に約1メートルから2メートルくらい食い込むような計画になっております。こちら今年度郷土館の実施設計を行いますので、そちらのほうで歩道に代わるような空間整備を郷土館の北側の部分ですかね、そこに生み出すようなことができればいいのかなというふうに考えております。道路としては将来的には側溝を敷設する計画がございまして、郷土館の設計の進捗を見て、側溝のほうの施工時期を調整していきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○12番（秋本好則君） それでは、町道8号線、西8号線か、この部分について今ここで丁字路、丁字型に止まっておりますけれども、これが多分このままでいけば、今使っている駐車場のところにこれが延びて行って、何ていうのかな、昔の広小路の駅前通りにぶつかってくるんだと思うんですけれども、あのときの一番最初の都市計画街路図を見ると、白鳥神社のほうに少し入っているようにも見たんですけれども、それは少し位置がずれてきているということなんでしょうか。

それと駐車場をいずれ横切って先ほどの駅前通りにぶつかる、あそこのところの線引きというのはどのように変わってくるのか教えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 船岡8号線、こちらは都市計画道路中央線になっておりますがこちらのすみません、船岡西8号線ですね、こちらの線形については議員確認いただいている都市計画道路網と現在も変わっておりませんで、ご質問にありますように、郷土館、それから白鳥神社側に若干1メートルから2メートルぐらい用地にかかっている計画幅となっておりますので、ちょうどそのぶつかった駐車場の先で少しくランクに曲がる計画線のままになっておりますので、現在、その計画に何でしょう、この新図書館側については計画の幅に合わせて今回設計をしたというような形になっておりますので、ご質問にあるその計画については、変更されておられませんで、そのままの計画で今回の施工区間を施工するというような内容となっております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑、どうぞ。

○12番（秋本好則君） そうしますと、この西8号線の現在のところが新しく造られる側溝のところから9.25メートルということになっておりますけれども、そうすると12メートルでいくとすると、また、その分については郷土館側のほうに食い込むという予定だというそういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 議員ご質問のとおりでございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。8番佐久間光洋君。

○9番（佐久間光洋君） 1つお伺いいたします。

船岡西8号線について、この設計の図面を見ると、かなり幅広くなるというふうなことが見て取れるわけですが、当然、今でも交通量が結構この近辺に住んでいる人たちの交通量

があるというふうに話を聞いております。これがもっと幅広くなるというふうなことであり、なお、交通量も増えるということが予想されるわけですが、この新しいこの図書館ができて、この一帯は向かい側の郷土館も含めて一体として利用するというふうな設計が考え方がなされておるわけで、この道路をまたいで行き来するというふうなことになるんだらうと思うんですね。これも聞いた話ですけども、例えば小学生とか、そういう小さい子供たちなんかは多分こっちの西8号線の役場側のほうから、交通、この道路を使って図書館に来るだろうと、こういうルートをとるのではないのかなあというふうな話があったものですから、図書館と郷土館をまたいで行き来するっていうふうなところでの安全性というものについて考慮したのかどうかをお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 船岡西8号線、郷土館と新図書館のちょうど中心部をまたぐ道路になります。私もワークショップ等参加させていただいて、ご意見を聞くと、確かに一体で利用するには、どうしてもこの道路を渡らないといけないということで、非常にこの交通安全上の配慮が必要だというような意見をいただいております。私もその辺十分に認識をしておりますので、今年その郷土館の実施設計に入っていきます。現在、図書館の設計も進んでおりますので、その中で、この道路をどのように安全を考慮して渡る、一体的にここを利用してもらうかという部分を今後しっかりと検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「分かりました」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。1番石森靖明君。

○1番（石森靖明君） 1番石森靖明です。

船岡西8号線の整備についてお伺いしたいんですが、位置図を見ると、図書館予定地としばたの郷土館の土地との面が合っていないって言ったらいいんでしょうか。線引きの部分がちょっとずれているように見えるんですけども、しっかりと合った状況で整備しない理由について確認をしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 同じく、船岡西8号線の終点部分ですね、これ現道が実際今2.5メートルほどの狭い幅員になっておりまして、今回整備をすると9.25メートルになりますので、9.25メートルから2.5メートルまで幅員をすごくこう狭めないといけないんですね。そのすりつけ区間ということで、今回、図書館の端の部分というか、その部分のすりつけもこう入ってきますので、いわゆるこの赤で着色した部分は完成形の断面ですりつけの部分につ

いてはちょっと着色の部分をしなかったというような経緯となります。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。14番佐々木裕子さん。

○14番（佐々木裕子君） 14番佐々木裕子です。

1点、船岡西7号、11号線の歩道舗装と書いてありましてカラーとしか書いていないんですけれども、障害をお持ちの方のための何か工夫がなされているのか、その1点だけお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 船岡西7号線、それから船岡西11号線ですね、こちらの歩道にカラー舗装を実施いたしますが、今回、幅員のほうがかなり広くなりまして4メートルを超える幅員となってきます。当然、心身障がい者の方用に点字ブロック等必要になってきますので、今回はまずカラー舗装まで実施いたしますが、最終的にはそういった視線誘導標とか、あと、今現在、排水勾配という横の勾配のほうが非常に急になっております、民地側に、それを構造令に合わせまして2%の緩やかな勾配に調整いたしますので、そういった部分、心身障がい者の方に配慮した、歩道工事のほうを進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ございません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号令和6年度船岡城址公園・町道船岡西7号線ほか整備工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

いて

○議長（高橋たい子君） 日程第9、議案第28号令和6年度（仮称）船岡児童館施設整備工事請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第28号令和6年度（仮称）船岡児童館施設整備工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

本工事は、旧第一幼稚園を船岡児童館及び船岡放課後児童クラブに用途を変更するための改修工事です。

既決予算に基づき、制限付一般競争入札を執行した結果、株式会社四保工務店と8,283万円で工事請負仮契約を締結いたしましたので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） 議案第28号令和6年度（仮称）船岡児童館施設整備工事請負契約について、入札と契約に関する説明をいたします。

追加議案書5ページをお開きください。

この工事の入札につきましては、設計額が5,000万円を超えることから、工事の品質確保のために入札参加資格に一定の条件を付す制限付一般競争入札としました。

入札の条件としましては、宮城県内の名取市以南の4市9町に本店等を有する事業者で、経営事項審査での建築一式の総合評定値が750点以上であることを条件として執行しました。

入札の結果を説明いたします。

議案第28号関係資料の1ページをご覧ください。

入札参加業者を記載してございます。

町に入札参加の申請書を提出したのは、株式会社四保工務店、株式会社今野建設、株式会社松浦組の3つの業者でした。

入札参加資格を審査した結果、3業者全てを承認したものです。

2ページをお開きください。

入札執行日は、令和6年9月10日です。



予定価格は、消費税抜で8,156万円。

最低制限価格は、消費税抜で7,503万5,000円です。

入札の結果については、株式会社四保工務店が7,530万円で落札しました。

契約については、9月11日に追加議案書5ページに記載のとおり、仮契約を締結しております。

工期は、本日議決をいただけますと、9月24日から令和7年3月21日までとなります。

入札と契約についての説明は以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（真嶋朱美君） 続きまして、議案第28号（仮称）船岡児童館施設整備工事の内容について詳細説明をいたします。

本工事は、令和6年3月31日で閉園した旧第一幼稚園を整備して、（仮称）船岡児童館及び40人定員の船岡放課後児童クラブとして創設するために実施するものです。

放課後児童クラブの受入れ枠を拡大するとともに、地域の18歳までの児童の新たな居場所として活用してまいります。

また、放課後児童クラブを利用する子供と地域の子供が共に過ごし交流する場が提供できると期待するものです。

それでは、工事の内容について資料を基に詳細説明いたします。

議案第28号関係資料3ページをお開きください。

資料の3ページ目は、左上に位置図、その下に工事内容、右上に立面図、右下に概要を示しております。

続いて、4ページをお開きください。

平面図になります。上段に改修前の状況、下段に改修後の各部屋の配置を明示しております。

3ページにお戻りください。

右下、工事概要をご覧ください。

工事名称は、（仮称）船岡児童館施設整備工事。

構造は、木造平屋建て。

敷地面積、2,784平方メートル。

建築面積、547.56平方メートル。

延べ床面積、494.1平方メートル。

工期は、令和7年3月21日までとしております。

次に、左下、主な工事内容です。

建築工事としまして、壁、天井ボードの張替え、壁ビニールクロス張り、アルミ製建具・木製建具の改修、床タイルカーペット張り、トイレブースの改修、屋根の塗装などになります。

機械設備工事としましては、衛生器具、空調設備、暖房機、換気扇の取付けなどになります。

電気設備工事としましては、既存照明器具を撤去し、LED照明器具を新設します。

また、自動火災報知複合盤を移設いたします。

そのほかの工事としまして、建物東側にある職員用と児童用の門扉2か所、西側にある学校側からの門扉1か所、合計3か所の出入口がございますが、防犯上必要なものとして、全て改修いたします。

また、東側入り口から建物につながる動線上に新しくスロープを整備します。

次に、4ページをお開きください。

下段、改修後の平面図をご覧ください。

まずは、全体に影響のある主な工事としまして、防火上必要な間仕切り壁の設置になります。準耐火構造になりますが、施工部分を朱書きの点線と（防壁）と朱書きで表記しております。

次に、小屋裏隔壁です。こちらも準耐火構造になりますが、朱書きの点線と（小裏1）と朱書きで表記しています。

同じく小屋裏隔壁です。青書きの点線と（小裏2）と青書きで表記しておりますが、こちらは1時間耐火構造となります。

それぞれ天井裏から屋根に達する部分まで設置することが必要な改修となります。

続きまして、大きな改修としましては、トイレブースの改修になります。

未就学児用トイレだったものを男女別室のトイレに全面改修します。

また、教材室だったところに多目的トイレと職員用トイレを増設します。

緑色の線で表記されている建物南側のアルミ製建具新設につきましては、現行の排煙基準に適合するよう排煙窓を設けるものです。

下段右側のほうに改修後の室名とその仕様、主な変更内容を記載しておりますが、簡単に説明いたします。

かつての事務室から新たに児童館となる部屋は、床面はタイルカーペット仕上げとなります。

一部手洗い部分につきましては、塩化ビニールシート張りを予定しております。

保健室と園長室から事務室①、②になる部屋は、部屋の間と廊下側に新たな開口部を設けて動線を変更いたします。

保育室①、②から放課後児童クラブ①、②になる部屋は、クラブを利用する児童が生活する場になりますので、床面はタイルカーペット仕上げとし、一体型のロッカーや下駄箱を整備します。

廊下につきましては、一部表面が傷んでおりますので、ウレタン塗装を施し、未就学児用だった手洗い流し2か所を改修いたします。

屋根につきましては、カラー鉄板平ぶき部分に耐久性を保つためのフッ素樹脂塗装を施します。

以上で、工事内容の補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

---

午前10時28分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

図面の正確な説明ということで、子ども家庭課長お願いいたします。

○子ども家庭課長（真嶋朱美君） 改めて4ページ、改修後の平面図のほうをご覧ください。

全体に影響のある主な工事としまして、防火上必要な間仕切り壁の設置となります。

こちら準耐火構造になりますが、施工部分を朱書きの点線と（防壁）と朱書きで表記しております。

次に小屋裏隔壁です。こちら準耐火構造になりますが、朱書きの点線と（小裏1）と朱書きで表記しています。

同じく、小屋裏隔壁です。青書きの点線と（小裏2）と青書きで表記しておりますが、こちらは1時間耐火構造になります。

それぞれ天井裏から屋根に達する部分まで設置することが必要な改修となります。

続きまして、大きな改修としまして、トイレブースの改修となります。未就学児用トイレだったものを男女別室のトイレに全面改修します。

また、教材室だったところに多目的トイレと職員用トイレを増設いたします。

抜けておりました緑色の線で表記されている建物南側のアルミ製建具新設につきましては、現行の排煙基準に適合するよう排煙窓を設けるものです。

下段右側のほうに改修後の室名とその仕様、主な変更内容を記載しておりますが、再度簡単に説明いたします。

かつての事務室から新たに児童館となる部屋は、床面はタイルカーペット仕上げとなります。一部手洗い場部分につきましては、塩化ビニールシート張りを予定しております。

保健室と園長室から事務室①、②になる部屋は、部屋の間と廊下側に新たな開口部を設けて動線を変更いたします。

保育室①、②から放課後児童クラブ①、②になる部屋は、クラブを利用する児童が生活する場所になりますので、床面はタイルカーペット仕上げとし、一体型のロッカーや下駄箱を整備いたします。

廊下につきましては、一部表面が傷んでおりますので、ウレタン塗装を施し、未就学児用だった手洗い流し2か所を改修いたします。

屋根につきましては、カラー鉄板平ぶき部分に、耐久性を保つためのフッ素樹脂塗装を施します。

以上で補足説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） **これより質疑に入ります。** 質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

床面がフローリング仕上げからタイルカーペット仕上げに変わるということなのですが、タイルカーペット仕上げで、調べてみると、この議場の床、これと同じようなものになるということでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（真嶋朱美君） 床のクロスカーペット仕上げについてのご質問でした。

こちら、床材をクロスカーペットにしたのは、安全面というよりも子供たちが自宅にいるときのようにリラックスして過ごせるようにという配慮のもとに選定してございます。

補助事業でも、子供たちのために、建具、そのほかにカーペットや畳を整備するとされていることから、このようなカーペット仕上げとなったものです。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 子ども家庭課長、この議場のカーペットと同じということという説明をいただければ大変分かりやすいかと思いますが。

○子ども家庭課長（真嶋朱美君） 失礼いたしました。

皆様の足元にある厚さ7ミリのクロスカーペット仕上げとなります。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） くつろぐのには確かにいいと思うんですけども、子供たちは食事を

したり、それから工作などでいろいろ水を使ったり汚したりすることもあるかと思うんですが、このカーペットというのは、拭いてきれいになるものなんですか、そこを汚した場合の対応の仕方と、それから、例えば1年に1回張り替えるとか、そういう形になるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 質疑ですので、質問でなくひとつお願いしたいと思います。

答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（真嶋朱美君） カーペットは掃除のしやすいようにこぼれてもすぐ拭き取れば大丈夫な素材の物を選定してございます。

あともう1点、年度1回張り替えるのかということですが、その予定は現在のところございません。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。（「ないです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。1番石森靖明君。

○1番（石森靖明君） 1番石森です。

まず、金額についてお伺いをしたいと思いますけれども、6月会議で提案された補正予算で、1億400万円弱の金額で提案されたところですけども、予定価格から見ても大分1,000万円以上安価になっているわけですけども、当初見積もっていたところとの差についてどのような部分、例えば削ったのか、そういったところをご説明をいただきたいと思います。

それから、今回スロープを新たに設置するというので、そうすると児童の出入口については園庭側になるということでよろしいかどうかお伺いをします。

あと、金額に関してなんですけれども、今回の契約金額によって町負担分は最終的に幾らになる見込みなのかお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） 1点目のご質問について財政課からお答えいたします。

まず、差が出たと、予算額からこの契約額の差ですが、全員協議会でご説明した内容から大きく削ったものはございません。まず、今回の工事費の予算については、あくまでその工事を完成させるという目的ではございます。しかし、児童館を令和7年4月1日に開館させることが大きな目的でございました。ところが、スケジュールを逆算していったところ、6月に、その時点でおおよそ9,000万円とか、設計会社との打合せでは、おおよその金額は出ていたんですけども、どうしても物価高騰、労務単価の高騰などを考えると、もう少し予算は多めにお認めいただいていたほうがいいのかということで、たしか6月の議会でも概算という言葉でご説明していたかと思います。お認めいただきました予算について、次は今度執行する段

階になるんですけれども、我々としては、この目的達成のために最小の経費でやるという大原則でございますので、1億400万円弱の予算が認められたから、何か全員協議会で説明していない工事を追加するとか、あとは何か大きく、やっぱりやめようとか、そういうふうな削ったとか、追加したということはございませんでした。

財政課からは以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（真嶋朱美君） 2点目、子供たちの入り口はということでしたが、南側からの入り口となります。園庭側ですね、失礼いたしました。園庭側となります。

あと3点目、町負担金はどのぐらいになるかということですが、現時点では、町の一般財源の負担として700万円ぐらいになりますが、現時点での価格でございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○1番（石森靖明君） 金額等については承知をいたしました。

入り口についてですけれども、これは保護者、あるいは児童の動線もしっかりと見通した上で設定されているのかどうか。入退場のシステムに使った場合、例えば、この図面だと、3つぐらい置かないといけないと思うんですけれども、そういったこの辺の設備投資についてもしっかりと計画立ててこのような入り口にされているのかどうか、そその点についてお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（真嶋朱美君） 保護者の入り口につきましては左側の玄関から入っていただくようになります。子供たちの入退室に関してですが、現在、アプリでもって入退室を確認しておりますが、端末複数ございますので、2つの放課後児童クラブ①、②からの出入りは可能であります。

児童館については、児童自由来館となっておりますので、そちらについてはアプリでの何ですか確認はしてございません。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○1番（石森靖明君） そうすると今の想定ではこの図面上の想定では、保護者と児童の出入口は別という想定であるということによろしいかお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。どうぞ。

○子ども家庭課長（真嶋朱美君） 保護者の方も園庭側からの出入りは可能であります。基本的に東側は職員を想定しておりまして、相談とかに来られた保護者の方が東口ということで、親子で来館する方は園庭側からの出入りが可能であります。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君） 秋本です。

まず最初に、この建物の構造についてお聞きしたいんですが、この建物の平面図を見ると、私には木造と見えるんですが、もしそうであれば耐震関係のチェックはされたのかということをお聞きしたいと思います。

それと大きな変更はないということなんですが、以前説明されたものは、中央管理室方式の換気方式だったと記憶しているんですけども、それが換気窓方式に変わったということというふうに理解していいのか。もしそうであれば、遊戯室のところの西側の立面図を見ると、多分この斜線を引いているところが換気窓だと思うんですけども、この換気窓が、私もちょっと考え、見方が、換気窓とすると、かなりこの窓がパタンと90度近くまで下がらないと換気窓にならないんですね。であれば、普通の内倒し窓とか、そういう少し開く窓は適用にならないんで、北側にある引き違いのやつも入れれば、もう少し違う計算ができたんじゃないかと思うんですけども、その辺の見方についてお聞きしたいと思います。

それと小壁なんですが、青い字で書いている小壁、例えば遊戯室のところ、最後のところで児童遊戯室ですね、そこを見ると、北側、西側、南側のところに青い小壁、あと真ん中の幅狭いところにもずっと青い小壁ってあるんですが、この小壁というのはどこを意味しているんでしょうか。もう屋根に接するんで、小壁じゃなくて屋根裏になっちゃうんじゃないかと思うんですけども、何かこの分小壁があるのかどうか、そこについてお聞きしたいと思います。

それと、赤の小屋裏の耐火壁、準耐火構造ということなんですが、そうすると、改修前のところと同じところにあるんですが、同じところにあるものはそのままいじらないでいくのか、それともこれは石膏ボードとか、そういったものを張り直すという意味なのか、そこをお聞きしたいと思います。

それと先ほど出ていました児童館のところのタイルカーペットなんですが、フローリングを外して一旦床を下げてからフローリングカーペットにするのか、それとも今のフローリングをそのまま置いたままであるのかでは、7ミリの差が出てくるんで、廊下とのところに段差ができちゃうんですけども、その辺の形についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（真嶋朱美君） 5点ございました。

1点目の耐震については、今回は耐震補強は不要となっております。

2点目、換気窓方式ですが、6月会議でしたか、そのときに議員が無窓の部屋があって機械換気方式をするのかというご質問でしたが、当時から排煙窓の設置という方向でのお話だったのですが、当初から排煙窓ですね、施設の用途変更をかける際に、基準に合わないということで排煙窓を設置することは当初からの計画でございました。

小壁ということですが、これ、青い字で小裏2と書いてあるんですね。小屋裏隔壁2のことです。屋根裏の耐火構造の隔壁を設置するものです。

4点目、小屋裏隔壁、赤、改修前の赤で既存のものが入っていましたが、今回の改修によってこちら全てやりかえるようになります。

5点目のカーペットについては、すみません、資料がございませんので、後ほど回答させていただきます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） それでは、再質疑ということで、どうぞ。

○12番（秋本好則君） いや、先ほど聞いたときに、耐震診断のほうをお聞きしたんですが、その辺が抜けておりましたので、耐震診断をしたんですかということをお聞きしたつもりなんですけれども。じゃあ再質疑で。

○議長（高橋たい子君） 課長、答弁漏れということで、耐震診断ということで答弁願います。どうぞ。

○子ども家庭課長（真嶋朱美君） すみません。木造で耐震診断したのかということでしたが、すみません、資料ございませんので後ほど回答させていただきます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。どうぞ。

○12番（秋本好則君） この小屋裏というのをどこを意味しているのか、私分らないんですけれども。小裏というのは、小屋裏という、そうすると小屋裏ということは、天井裏ということですか。何かそのところがちょっと分からないものですから。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（真嶋朱美君） 小屋裏、天井裏になります。小屋裏隔壁2ですが、建物の天井裏をぐるっと四角に囲む形に施工することになっております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑どうぞ。



○12番（秋本好則君） 再々、例えば遊戯室のところに、こういう壁が立ち上がって、そしてそのまま屋根が出てきますよね。そうすると小屋裏というのは、ここになる、そうすると改修する場所がないんですけれども、天井から上のほうのこの壁を小壁と言っているのか、天井裏を全部やるということを言っているのか、小屋裏というのはちょうどこのところが両側からこう屋根が上がってくるものですから、小屋裏でもないところなんですよ。だからそれがどこを小屋裏と言っているのか、ちょっと意味がわかんないもので教えていただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（真嶋朱美君） 今議員の話にありました屋根のこの角のところの軒の出ですかね、そこまで施工できれば、小屋裏1の隔壁だけ施工すればよいことになるんですけれども、軒のこの先の三角のところまで施工できるかどうか分らなかったのもので、火災延焼防止のために四角く安全側を取って設計されたものです。

○議長（高橋たい子君） 答弁保留については大丈夫ですか。お願いします。

○子ども家庭課長（真嶋朱美君） すみません、先ほど答弁保留にしておりました耐震ですけれども、平成元年の建物なので耐震診断不要ということでした。申し訳ございません。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） もう1点ありましたよね。お願いします。

○子ども家庭課長（真嶋朱美君） すみません、もう1点、カーペットをフローリングの上に張るということですが、入り口付近で金物などですりつける予定となっております。

○議長（高橋たい子君） 秋本議員、今の答弁に対しての再質疑。

○12番（秋本好則君） フローリングはそのまま、撤去するということじゃなくて、その上に被せて金物で補強するというそういう意味でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。

○子ども家庭課長（真嶋朱美君） 議員のおっしゃるとおりです。

○議長（高橋たい子君） 今のことについて再々質疑はございますか、オーケーですか。どうぞ。

○12番（秋本好則君） ここのところの出入口が多分これ引き違いだと思っておりますけれども、その辺の建具の開閉は問題ないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（真嶋朱美君） 今回、建具は改修いたしますので、その際にすりつけ等も問題なく施工できるかと考えております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。8番佐久間光洋君。

○8番（佐久間光洋君） 佐久間です。

1点お伺いいたします。

下の図面の児童館、それから放課後児童クラブ①、②と利用する部屋があって、そこに小さくスロープというふうに書いてあります。今後は今言ったその入り口、出入口になるのかなというふうに思うんですけども、多分これ寸法から言うと900ぐらいの寸法になるかと思えます。例えば障がい者の方とか、車椅子の方とかなんかがいたときに、この寸法で大丈夫なのかどうか、そこのお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（真嶋朱美君） こちらのスロープですけども、備品でもって据え付けるような形になっておまして、障がい者の方でも通れるサイズになっております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「分かりました」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号令和6年度（仮称）船岡児童館施設整備工事請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 陳情第2号 母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情

陳情第3号 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望（陳情）

陳情第4号 すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声

明（陳情）

陳情第5号 令和7年度理科教育設備整備費等補助金予算計上について  
のお願い（陳情）

○議長（高橋たい子君） 日程第10、陳情に入ります。

9月会議において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。いずれも議会運営委員会の協議により、配付のみの取扱いといたします。

---

○議長（高橋たい子君） 常任委員会の休会中の活動予定の件について連絡いたします。

9月会議後の委員会活動予定については、お手元に配付いたしました内容ですので、ご承知願います。

これで9月会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じますが、休会前に、町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。町長。

○町長（滝口 茂君） 議長にお許しをいただきましたので、令和6年度柴田町町議会9月会議を閉じるに当たりまして一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

9月会議におきましては9月2日から本日まで19日間にわたり本会議及び決算審査特別委員会におきまして慎重なるご審議を賜りました。

提案申しあげました報告5件、諮問2件、人事案件を含む議案15件、認定6件、また、追加議案2件の全てにおきまして、原案のとおり可決、同意、認定いただきましたこと誠にありがとうございました。

一般質問では13人から19問74項目の提案等をいただきました。一般質問で提案等いただきましたことにつきましては真摯に受け止め、町民の皆さんの関心の高まりや財政状況を勘案しながら、できることから取り組んでまいります。

また、令和5年度の決算におきましては、町道富沢16号線や鷺沼5号調整池の完成など大型事業に取り組みながらも、財政調整基金と町債等管理基金を合わせた残高は約20億円となり、過去最高となった令和4年度と同じ水準を保つことができました。

加えて、町税につきましては、平成19年度に次ぐ2番目の税収を確保することができ、実質収支も約2億6,000万円余りの黒字となりました。

社会保障費等の増加や他の関係機関への負担金の増加など、厳しい財政状況下ではありましたが、こうした大型事業に取り組めましたのも、議員の皆様方のご理解があればこそと改めて

感謝申し上げたいというふうに思っております。

改めて令和5年度決算について、総員でお認めいただきましたことにも感謝申し上げます。

なお、決算審査を踏まえての提言事項及び令和7年度の予算編成に向けて熟慮すべき事項につきましても、今後、予算全体を勘案しながら対応できるように検討してまいりたいというふうに思っております。

最後になりますが、令和6年度も半年が過ぎようとしております。いよいよ12月には、柴田町総合体育館が供用開始となります。また、図書館を核としたにぎわいづくり事業や（仮称）船岡児童館施設整備工事など大型プロジェクトにつきましても、着実な事務事業の執行に向けて全力を挙げてまいります。

議員の皆様には、実は明日からしばた曼殊沙華まつりも始まりますので、船岡城址公園に赴いていただいて、議会活動の疲れを少しでも癒していただければと思っております。

今後とも、これまで以上にご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、休会に当たり御礼のご挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これをもって令和6年度柴田町議会9月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午前10時57分 休 会

---

上記会議の経過は、事務局長大山 薫が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年9月20日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 15番 広 沢 真

署名議員 16番 白 内 恵美子